

## 清掃業務基準表

### 1 業務内容

業務は、毎日清掃業務、定期清掃業務とし、場所、頻度については、次のとおりとする。

#### (1) 毎日清掃業務

床・畳の除塵、吸塵等の清掃を主とし、適宜、壁面、ドア、窓枠、手すり、便洗面器、備品等の清掃及びゴミ箱等の清掃処理を行う。

#### (2) 定期清掃業務

床洗いワックス仕上げ、カーペットクリーニング及び窓ガラス拭きを行う。

### 2 業務要領

#### (1) 毎日清掃業務

ア 塩ビ床、ピータイル、木床については、特殊モップ又はよく絞ったモップ等で除塵を行う。

イ 畳、絨毯部分については、電気掃除機により吸塵を行う。又、シミが生じている場合は、即時洗剤等により取り除く。

ウ タイルについては、その性状・場所に応じてモップ又は掃除機による除塵、吸塵を行う。

エ 壁面、ドア、窓枠、手すり、備品等については拭き掃除を行い、汚れの状況により洗剤等を使用する。

オ 便洗面器については、専用の掃除具を用いて行い、汚れの甚だしい部分については、洗面等を用いて除去する。又、ツマリ等が生じた場合は即時除去を行う。

カ 便洗面所の衛生消耗品（トイレトペーパー、石鹼水等）の補充を行う。

#### (2) 定期清掃業務

ア 床ワックス掛けは、床の除塵・洗浄を行い、乾燥後に樹脂ワックスをむらなく塗布する。

イ カーペットクリーニングは、最も適切なクリーニング方法を選択し、専用のクリーニング機械・洗剤を使用して行う。又、汚れの甚だしい箇所やシミのついた箇所は、適応した洗浄剤を用いて除去する。

ウ 窓ガラス拭きは、水拭きで汚れを取り除く。汚れの甚だしいところは、ガラス用洗剤を塗布して行う。

区域	面積 (㎡)	材質	床除塵 回数	床洗い ワックス 回数
玄関・ ホール	7.45	タイル（玄関） フローリング張り（ホール）	毎日	
廊下	6.80	フローリング張り	毎日	年1回
相談室兼事務室	14.08	フローリング張り	毎日	年1回
物入	0.42	ラワン合板張り	毎日	
地域児童交流室	98.27	フローリング張り	毎日	年1回
物入	1.10	ラワン合板張り	毎日	
大人用便所	4.14	塩ビ	毎日	
物入	0.42	ラワン合板張り	毎日	
児童用便所	4.14	杉板・塩ビ	毎日	
おむつ替え・ 授乳コーナー	6.62	フローリング張り	毎日	年1回
物置	6.45	フローリング張り	毎日	年1回
ポーチ		タイル	毎日	
小屋裏物入		板張り	毎日	